

郷鉄工倒産の戦犯・石川歩とリッケン株式会社の共謀背任取引

中部地方の名門企業・郷鉄工所に入り込み、太陽光発電事業を最初から赤字で受注し、巨額の損失を会社に与えて倒産に追い込んだ戦犯は、石川歩（元郷鉄工所常務取締役、東京支店長）であるというのは、前回書かせていただいた。

今回は、新たに入手した郷鉄工の第三者委員会の調査報告書（以下、報告書）をもとに、石川の悪行の数々の具体的な手口についてみていくたい。

調査報告書の資料が多い上、内容も簡単ではないのでなるべく簡潔にまとめる。

リッケンは、郷鉄工の便利な「裏金作り装置」だった！

報告書によると、リッケンの役割は、太陽光発電設備の設置事業を装い、仮装取引によって、郷鉄工の手形を受け取り、現金化することを繰り返すことにより、郷鉄工の資金作りを共謀してやっていた疑いが強いという趣旨である。

郷鉄工は、一応上場企業なので、手形を直接いじくることができない。そこで、石川と同郷で息のかかったリッケンに白羽の矢が立ったのである。

リッケンは、上場企業・郷鉄工の裏仕事を請け負い、売上を上げていった。

郷鉄工が太陽光事業に参入した理由

当時の郷鉄工では、破碎機事業の低迷で業績が悪化し、新規事業の期待が高まっていた。社長の長瀬は、石川歩の太陽光事業の話に社運をかける決断をし、石川を郷鉄工の太陽光事業担当の取締役に就任（H26.6.27）させている。東京支店（宮脇支店長）が窓口になり、石川主導でスタートした。

社内では、経験のない新規事業に不安の声があったが、長瀬・石川が主導し、「損を出すことはない」、「手元資金がなくても事業が可能」などといって、太陽光事業に参入することになった。

しかし、このようなメリットは、最初からウソであった。実は、工事前にパネルの購入が必要だったりしたが、パネルの購入は現金取引というのが業界の慣行だったらしく、手元資金がある程度ないとできないものであった。

そこで、郷鉄工はリッケンを商流にいれて、リッケンへの手形振出を行い早期に資金作りを行うことにした。これらの取引は、最初から裏金作りが目的であり、架空の書類を作り

経理処理していたということが報告書で明記されている。

リッケン常務取締役・山形光と石川は、同郷の中学以来の旧知の仲

郷鉄工の役員になった石川とリッケンの常務取締役・山形光は、同郷山梨の中学以来の旧知の仲ということで、裏金作りのパートナーとしてリッケン白羽の矢が立ったのだろうか？

リッケン株式会社の売上推移（単位：千円）

H24 43,222

H25 264,471

H26 479,445

H27 661,464

報告書によると、リッケンは平成26年・27年と急激に売り上げが上がっている。これは、郷鉄工との架空取引による裏金作りを始めた頃と一致している。

期末の平成27年3月31日付で、上場企業ではありえない強引な売

上計上

郷鉄工では、平成27年3月期の目標売上予想を、当初、66億円に設定していた。しかし、平成26年12月の第3四半期現在の売上は、22億円で、目標達成には程遠い状態であった。結局、改善されず時間が過ぎ、平成27年3月31日の決算日に到来してしまったようだが、報告書によると、ここで社長だった長瀬と石川が主導して、太陽光事業4件分を強引に売上計上してしまった。

上場企業の会計上、本来の手続きを経ていたら絶対にありえないことである。これについて、報告書では、「仮装売上」、「仮装仕入」であり、「粉飾もしくはこれに類似する決算」と断定している。

上場企業における粉飾決算疑惑であり、すでに捜査が始まっているのではないか。

リッケンを利用した長瀬と石川の粉飾決算手口

<「工事番号EE-006」について>

本件工事は、社内の正式な手続きを経ず、注文書を発行しないで契約してしまったよう

ある。上場企業ではありえない契約方法だ。

具体的には、リッケンから平成 26 年 12 月 1 日に納品があったとされた。報告書では「架空」だと認定されている。この架空取引で架空仕入処理をし、実際にリッケンに 1,188 万円を支払った。

その後、平成 27 年 3 月 31 日付で返品処理がなされたが、リッケンに返品したという処理なのに、リッケンに支払った代金は、郷鉄工に返金されていない。

郷鉄工からリッケンに返金の請求をした形跡もない。

これでは、リッケンに 1,188 万円あげたということじゃないのか？

という疑惑がある。

こうやって、上場企業・郷鉄工から、石川の仲良しのリッケンに金を移動させていた。これが、郷鉄工社長長瀬・石川の裏金作りの手口だ。

報告書によると、リッケンに送金して作った裏金を郷鉄工に一部還流させて、郷鉄工の先払いの必要経費として使っていたようだ。

リッケンに、「実態とは異なる納品書を作成」させ、虚偽の納品書には、東京支店長だった宮脇の検収印が押印されていた。報告書では、「宮脇は、実際には納品がないことを認識した上で、検収印を押していた」とされる。

つまり、長瀬社長・石川常務・宮脇支店長・リッケンが共謀して上場企業のカネを背任・横領したことである。

リッケンの言い分

報告書では、一応、リッケンの言い分も書いてある。「郷鉄工の支払いを立て替えてる部分があり、返済債務とは思っていない」らしい。しかし、報告書によると、一度は郷鉄工の「決算対策に協力」し、「債務の存在を承認した」という事実があるのに、平成 29 年 4 月の監査法人の監査では、「債務の認識がない」と回答しており、不自然である。結局、報告書では、納品書は「架空」で「実体はない」と断罪されている。

さらに、おかしな点

郷鉄工としても、リッケンに払った 1,188 万円は、「回収が困難」として、全額を貸倒処理し、未収入金を計上している。結局、リッケンは、「架空」の取引で 1,188 万円を受け取ったままであり、返還もしていない。仮に、郷鉄工の立替があるとしても、1,188 万円と同額ということは考えにくく、1,188 万円のうちどれだけ立て替えたのか明細を報告し、残額を返金するか、逆にもっと立替が多いのなら、立替の残額を郷鉄工に請求すべきであると思うが、そのような処理はなされていない可能性が高い。

結局、上場企業の郷鉄工から 1,188 万円を「架空」取引で送金されたのに、そのカネがど

こに行ったのか？

リッケンには、説明責任があるのではないか？

という疑問があるが、リッケンはこれらについて回答を拒否しているようで、疑惑を自ら大きくしているとしか言いようがない。どうせ、石川と組んでやばいと分かっててやることだし、言えるはずがないのはよく分かるのである(笑)

ちなみに、報告書によると、本工事の代金として、平成 26 年 12 月 10 日に、リッケンに 1,000 万円の手形が振り出されているが、その後、株式会社 T・I・T というところに裏書きされている。

さらに、平成 27 年 3 月 24 日付けで、リッケンに 748 万円の手形を振り出しているが、これは、リッケン常務取締役で石川とマブダチの山形光個人へ裏書きされた。

これらの経緯について、第三者委員会がリッケンに確認したが、回答はなかったようだ。

1,188 万円で請負った仕事に、1,748 万円の手形を振り出したのは、さらに謎であり、またまたさらに、リッケンの役員個人に裏書きされていったのも謎を深める。

こうやって、どさくさ紛れに郷鉄工から手形を振り出させ、決済させ、リッケンが一方的にカネにするという仕掛けとみて間違いないであろう。

リッケンの登記を見ると、この数カ月で、代表の龍田信一郎と常務だった山形光（石川のマブダチ）が辞任している。逃げ切りモードなのだろうか？ いずれにしろ、現役の時にやった違法行為は消えない。

また、T・I・T の登記では、すでに平成 27 年 12 月 15 日に会社が解散していた。役員に「石川章男」というのがいるが、石川歩の親族なのだろうか？ 石川歩とリッケンの地元山梨に支店があるようだ。

リッケンに建設業許可を与えて良いのか？

リッケンのHPを見ると、建設業許可・「山梨県知事 第 9731 号」というのが掲載されている。こんな会社に建設業を与えて良いのだろうか？

コンプラ上の問題があるはずである。

自民党・竹本直一衆議院議員（石川歩と昵懇）の問題発言！

石川歩代表理事のガスエンジン発電機協会で名誉会長を務める、石川のケツモチ？ の竹本先生が、最近、問題発言したらしいので記事を送ります。石川とつるむくらいだから、この程度なんだと納得する部分もありますが、一応、国会議員です。利権も大事でしょうが、石川との関係を見直さないと、さすがにまずいでしょう。緊張感を持って議員活動に励んでください。できないなら、国会議員としての資質がないということです。

2017/12/01 12:44 現在の情報です。

山梨県甲府市上今井町2542番地5
リッケン株式会社

会社法人等番号	0900-01-005838	
商 号	<u>リッケン株式会社</u>	
本 店	山梨県甲府市和田町2440-1	平成22年 9月 9日移転 平成22年 9月10日登記
	<u>山梨県甲府市上今井町2542番地5</u>	平成25年 6月 4日移転 平成25年 6月10日登記
公告をする方法	官報に掲載している	
会社成立の年月日	平成11年3月29日	
目 的	1. 建築工事業 2. 土木工事業 3. とび・土工工事業 4. 石工事業 5. 鋼構造物工事業 6. 補装工事業 7. 水道施設工事業 8. 電気工事業 9. 電気通信工事業 10. その他前各号に附帯関連する一切の業務	平成20年 6月 1日変更 平成20年 6月13日登記
	1. 建築工事業 2. 土木工事業 3. とび・土工工事業 4. 石工事業 5. 鋼構造物工事業 6. 補装工事業 7. 水道施設工事業 8. 電気工事業 9. 電気通信工事業 10. 自動車運送取扱事業 11. 老人デイサービスによるサービス事業 12. 特定労働者派遣事業 13. その他前各号に附帯関連する一切の業務	平成27年 5月 9日変更 平成27年 5月11日登記
発行可能株式総数	1360株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 340株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	
資本金の額	金1700万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
	当会社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならない。 平成29年 5月31日変更 平成29年 6月 1日登記	
役員に関する事項	取締役 龍田信一郎	平成19年 9月30日重任 平成29年 9月27日辞任 平成29年10月 3日登記
	取締役 龍田武	平成19年 9月30日重任 平成29年 3月15日辞任

取締役	山形光	平成29年 3月17日登記 平成25年 6月 3日就任 平成25年 6月10日登記 <u>平成29年 5月31日辞任</u> 平成29年 6月 1日登記
取締役	小松雄治	平成29年 3月16日就任 平成29年 3月17日登記
	山梨県甲府市和田町2448番地8 代表取締役 龍田信一郎	平成19年 9月30日重任
	山梨県甲府市幸町27番3号 代表取締役 龍田信一郎	平成26年 9月 1日住所移転 平成26年10月28日登記
	山梨県甲府市国玉町708番地7 代表取締役 龍田信一郎	平成27年10月29日住所移転 平成27年12月 8日登記 平成29年 9月27日辞任 平成29年10月 3日登記
	山梨県笛吹市石和町河内455番地1レーベン ハイム103 代表取締役 小松雄治	平成29年 9月27日就任 平成29年10月 3日登記
監査役	龍田千恵	平成25年 1月31日就任 平成25年 2月 4日登記 平成27年 5月 9日辞任 平成27年 5月11日登記
監査役	龍田昭三	平成27年 5月 9日就任 平成27年 5月11日登記 平成29年 5月31日辞任 平成29年 6月 1日登記
	<u>監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある</u>	平成27年 5月11日登記 平成29年 5月31日廃止 平成29年 6月 1日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成29年 5月31日廃止 平成29年 6月 1日登記	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成29年 5月31日廃止 平成29年 6月 1日登記	
登記記録に関する事項	平成17年11月1日山梨県笛吹市石和町唐柏589番地の3から本店移転 平成19年12月20日登記	

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2017/12/01 12:49 現在の情報です。

東京都千代田区九段北一丁目2番13号九段鈴木ビル3階
株式会社T・I・T

会社法人等番号	0100-01-083216
商 号	株式会社T・I・T
本 店	東京都千代田区九段北一丁目2番13号九段鈴木ビル3階
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	平成15年5月30日
目的	<ol style="list-style-type: none">1. 土木建築工事に関する空調設備機器、給排水設備機器、照明器具、配電盤等の電気設備機器、エレベーター、エスカレーター等の昇降運搬設備機器の販売及び輸出入。2. 土木建築工事の企画、設計、施工並びに調査、仲介、コンサルタント業務。3. 空調設備工事、給排水設備工事、電気設備工事の立案、企画、設計、施工及び仲介に関する業務。4. 日用雑貨品の販売及び輸出入。5. 電気通信機械の販売及び設置工事業並びに仲介に関する業務。6. 放送機械の販売及び設置工事業及び仲介に関する業務。7. 遠方監視制御装置・データ回路制御装置等情報制御機器の販売及び設備工事業。8. コンピューター機器・コンピューターソフトウェアの製作及び販売並びに仲介に関する業務。9. データ通信システムに係る装置設備工事業及び仲介に関する業務。10. 電気・電子音響機器、火災感知機、防災設備機器、テレビ共聴設備、インターホーン、視聴覚機器、煙感知器連動による自動扉開閉装置の販売・施工・保守及び仲介に関する業務。11. 前各号に付帯する一切の業務。
発行可能株式総数	800株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
資本金の額	金1000万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 竜沢昌征 取締役 田中光一郎 取締役 石川章男 山梨県中巨摩郡竜王町西八幡2970番地1 代表取締役 竜沢昌征 監査役 田邊壽廣
支 店	1 千葉県君津市人見1195番地 2 山梨県中巨摩郡竜王町西八幡2970番地1
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記

解散	平成 27 年 12 月 15 日会社法第 472 条第 1 項の規定により解散 平成 27 年 12 月 15 日登記
登記記録に関する事項	設立 平成 15 年 5 月 30 日登記

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

「力士」発言で釈明=自民・竹本氏

11/30(木) 11:46配信



自民党の竹本直一衆院議員は30日、力士に関する「体がでかいから普通のことがあまりできない」との自身の発言について「体の大きい人が何もできないという意味で言ったわけではない」と釈明した。

自民党本部で記者団に語った。

竹本氏は「力士の中には、サラリーマン社会に適合するのは、なかなか大変な人もいる」と指摘。「相撲の道を歩んでいる人たちの希望の火を消さないためにも日本相撲協会を守り、この文化を育てていきたいという思いだった」と語り、理解を求めた。

【関連記事】

- 【国會議員情報】竹本 直一（たけもと・なおかず）
- 【写真特集】「お忍びですか？」～アノ人が相撲観戦～
- 日馬富士引退を疑問視=大相撲議連「時期尚早」
- アフリカを「あんな黒いのが」=2日後に撤回－山本前地方創生相
- 【特集】失言の迷宮～「日本は神の国」「東北で良かった」～



最終更新:11/30(木) 12:52

時事通信

日馬富士引退を疑問視=大相撲議連「時期尚早」

11/29(水) 19:19配信



超党派でつくる「大相撲の発展を求める議員連盟」（会長・竹本直一自民党衆院議員）は29日、横綱日馬富士関の暴行問題を受け、衆院議員会館で緊急総会を開いた。

引退表明について「事実関係が不明確な段階で時期尚早だ」と疑問視する意見が続出。今後、日本相撲協会の担当幹部や協会への調査協力を拒否した貴乃花親方を呼び、事情を聴くことになった。

総会では、複数の出席者が再発防止の取り組みや閉鎖的とされる相撲界の改革の必要性を指摘。引退届の扱いについては「辞めたら、かえって本当のことが分からなくなる。一種のムードの中で決めるのはどうか」として、事実関係の究明を優先させるべきだとの意見が大勢を占めた。

事件の当事者がモンゴル出身であることを踏まえ、「日・モンゴル関係に悪影響が出ないよう慎重に対応する必要がある」との声も出た。

【関連記事】

【詳報】日馬富士、引退会見

相撲界の「生きにくさ」【コラム・若林哲治の土俵百景】

【特集】大相撲古今「酒豪」番付～毎晩4、5升＆大ジヨッキ37杯～

【特集】大相撲 新星探査～幕下のホープを紹介～

〔写真特集〕「お忍びですか？」～アノ人が相撲観戦～



最終更新:11/29(水) 19:25

時事通信